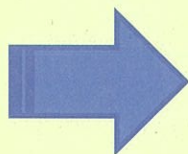


船員保険の被保険者の皆様へ

平成22年1月1日以降に
職務上(業務上)又は通勤によりケガ又は病気になっ
た場合には**労災保険**の適用となります。

これまでは、船員保険被保険者証を健康保険の指定する医療機関に提出して治療を受けること
となっていましたが、平成22年1月1日以降は、以下の手続きになります。

職務上又は通勤のケガや
病気で医療機関を受診す
る場合には……



労災保険の指定医療機関(※)に
以下の書類を提出してください。

- 職務上(業務上)の災害の場合
→ 療養補償給付請求書
- 通勤途上の災害の場合
→ 療養給付請求書

※ 労災保険の指定医療機関として、主要な港を有する市町村
の外科系の病院等はその大多数が指定されています。

よろしく
お願いします。



詳しくは 最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局にお尋ねください。

